

第5回 明治記念大磯邸園邸宅保存活用計画検討委員会 議事要旨

【日時】 令和2（2020）年3月5日（木） 15:00～17:30

【場所】 ビデオ会議による（九段第3合同庁舎、関東地方整備局、横浜営繕事務所、大磯町役場）

【出席委員】

委員：水沼委員、吉田委員

行政委員：竹内委員、森尻委員、笹山委員、佐川委員、野村委員、田中委員

【会議の概要】

1. 議事

(1) 邸宅保存活用計画中間とりまとめ（案）について

○邸宅の復原修理の方針について

委員）復原の可能性の度合いについて、「高中低」の根拠を持つておくのが良い。

○旧滄浪閣レストラン棟（ホール棟）の取り扱いについて

行政委員）町としては、レストラン棟（旧ホール棟）は昭和20年代に増築されたものであるものの、大磯町民にとっては、実質的に滄浪閣の名を継承してきた建物であり、東海道の松並木に隣接し、大磯町の代表的な景観を構成する重要な建物である。以上のことから、滄浪閣全体は旧李王家別邸時代を目安に復元するという明治記念大磯邸園基本計画の方針を踏まえつつも、建物全体を取り壊すことなく、活用を検討してもらいたい。

委員）大磯町としての考えは理解するが、改めてホール棟の文化財指定を検討するのであれば、町において、ホール棟の建てられた経緯、設計者等の建物履歴に関する調査を行い、歴史的・文化的な価値を明確にすべきではないか。

行政委員）今回の調査を受け、町としても史料調査や聞き取り調査を行う必要があると考えている。

事務局）元の所有者にホール棟に関する資料の有無を確認してまいりたい。

行政委員）近現代の歴史を学ぶ場という点について、今後の議論で重要になると思われるので、どういう価値をどのように伝えていくのか、議論を早めに深めて進めていただきたい。

委員）滄浪閣の名を継承してきた建物というのは正しいと思う。

委員）ホール棟が現位置で残るとなると、旧李王家別邸の玄関部分は復原可能なのか。どのようなアプローチが考えられるのか検討し、判断する必要がある。

事務局）ホール棟は、基本的に利活用の方向で進めたい。ホール棟は必ずしも現位置でなくても良いと考えており、敷地内での移築の可能性も含めて検討してまいりたい。玄関部分の復原については、事務局としては行いたいと考えている。

委員) ホール棟の利活用と玄関の復原とがうまく共存できれば良いと思う。町としては、ホール棟は移築しても良いのか。

行政委員) 李王家別邸の玄関部分の復原に支障があるのであれば、歴史的・文化的な価値と、景観を構成する建築物としての重要性を損なうことが無い範囲で、移設も一つの選択肢だとは思いますが、文化財指定にも関わるため、文化財専門委員会に諮問する必要がある。

事務局) 大磯町とも協議して、引き続き検討してまいりたい。

○保護に係る諸手続きについて

行政委員) 大磯町では、歴史的建築物の増改築にあたって、建築基準法の適用除外指定を受けるために必要な「現状変更及び保存のための措置」を規定する条例を、新たに制定する予定である。対象建築物としては、町内の県及び町指定文化財、国登録有形文化財及びそれらの指定・登録手続きを開始しかつ指定・登録が確実な建築物を想定しており、このうち保存活用計画を策定した建築物を「保存建築物」として位置付け、現状変更を規制するとともに、保存のための措置を義務付けることになる。

委員) 町の条例案文における「指定・登録手続きを開始」とは、どの時点で判断するのか。文化財の指定と登録とは手続きが異なるので、時期を明確にした方がよい。

行政委員) 邸宅保存活用計画中間とりまとめ(案)の中に、今後、策定予定の大磯町条例により手続きを進め、保存建築物として登録していく旨を明記したほうが良い。

事務局) 町とも調整しながら記載内容を見直してまいりたい。

委員) 邸宅毎に内容が変わる可能性があるので、各々分けて記載した方がよい。

事務局) 中間とりまとめの段階では、全邸宅に統一する内容を示し、次年度以降、邸宅毎に検討を進めていく予定である。

○管理計画について

委員) 体系的な内容に留められているが、今後詳細を定めるという認識でよいか。国・県・町が一体となり運営・管理にあたる体制を構築できると良い。

事務局) 本年度は中間とりまとめとして、各計画の方針のとりまとめを行い、来年度の設計を進める過程で、具体の整備内容について計画に盛り込んでいく。

2. その他

- ・ 3月30日に第3回明治記念大磯邸園有識者委員会を開催予定。

以 上